議題2：住宅地における迷惑駐車への対策等について（半田市提出）

市名		各市の状況
1	名古屋市	交通安全市民運動において、6月を「名古屋さわやかロード月間」としており、自動車等は駐車場に止めるよう呼びかけを行っている。また、自主的な違法駐車パトロールを実施する地域に、チラシ及びポケットティッシュを提供している。
2	豊橋市	本市市営住宅敷地内駐車場使用については、条例により1戸につき1区画と定めている。敷地内駐車場については、有料化している駐車場の駐車車両を管理している。2台目以降の車両及び有料化していない住宅の車両については地元自治会等が組織する駐車場管理委員会等による駐車場の管理、若しくは車両の所有者による各自駐車場の確保を行っており、市としては車両の管理は行っていない。 迷惑駐車については、指定管理者を通じて指導等行い、適切な管理に努めているが、入居者又は市営住宅近隣住民からの苦情で把握する場合が多く、苦慮しているところである。
3	岡崎市	市として迷惑駐車への対策は、特にしておりません。
4	一宮市	現場を確認した上、一宮警察署の取り締まりを依頼します。
5	瀬戸市	半田市と同様、団地地区において違法駐車が発生していると認識しているが、県営住宅に関しては駐車場を県が整備することが必要であるなどの課題が存在し対応に苦慮している。
6	半田市	・定期的に駐車している車両に対して、「迷惑駐車はやめましょう」の貼り紙を掲示している。 ・公営住宅については、担当機関等と協議し、対策をとっている。 県営住宅：①愛知県住宅供給公社の職員による自治会への説明 ②周辺道路が県道と市道があるため、対策時期を合わせた三角コーンやトラ柵などの設置 
7	春日井市	・現地調査を行ったうえで、現地の状況に応じて町内会名の入った迷惑駐車防止を啓発する回覧チラシの提供や必要に応じて看板の設置を行っている。 ・各季の交通安全運動期間中などの機会に、地域と協力してチラシのはさみ込みなどの迷惑駐車追放パトロールの実施。
8	豊川市	町内会等から迷惑駐車の相談があった場合には、現場を確認し、警察署へ相談をしている。しかし、青空駐車で取締りをするまでには至っておらず、根本的な解決には結びついていない。 公営住宅の入居者に係る青空駐車が発生した場合は、公営住宅の担当課が管理人や自治会と協力し、車両の特定等により個別に入居者への指導を行っている。随時、警察署への相談も行っている。
9	津島市	津島市交通安全協会、津島警察署、市が連携して「迷惑駐車チラシ」を自動車のワイパーに挟むなどの対策をしている。
10	碧南市	迷惑駐車の通報が市に寄せられたら、碧南警察署へ情報提供を行い、取り締まりや注意喚起の看板設置をお願いしています。
11	刈谷市	市民から迷惑駐車の相談を受けた際に、必要に応じてA5サイズの注意喚起チラシを配布している。
12	豊田市	・自治区の要望に基づき、「めいわく駐車はやめましょう」の看板を支給 ・道路標識等によって駐車が禁止されている道路の部分及び法定の駐車禁止場所以外は、自治区の要望に基づき、新たに外側線の設置、もしくはラバーポール等を設置している

議題2：住宅地における迷惑駐車への対策等について （半田市提出）

市 名		各 市 の 状 況
13	安城市	迷惑駐車への対応は、初めに現地に出向き現状を確認した後、警察署へ取締りや巡回のお願いをしています。また、地元町内会に対処の検討や相談をし、必要により警察署に交通規制要望書の提出をお願いすることもあります。市として実施できる対策は、周辺に立看板を設置し、注意喚起を行う程度です。 なお、本市の市営住宅に入居する者には、入居の際に駐車場が不足している旨を説明をし、必要な場合は市営住宅自治会が別の駐車場を手配するなど、個々で対応いただいています。
14	西尾市	市民の方から駐車違反について連絡を受けた際は、基本的に警察への通報をお願いしている。西尾警察署交通課からも、駐車違反については基本的に通報するよう指導されている。また、町内会から要望があった場合は、注意喚起看板を支給している。なお、市営住宅担当者へ確認したところ、駐車場不足等の要望は特に受け付けていないとのこと。
15	蒲郡市	迷惑駐車に対して、本市独自の対策等は実施しておりません。 しかし、市長への手紙等で市民から迷惑駐車に関する意見が寄せられた場合は、蒲郡警察署に取締りの強化等を依頼することとしております。
16	犬山市	犬山市では、地域交通安全活動推進協議会及び犬山警察署と連携し、住宅地等における違法駐車パトロールを実施（1回／年）しております。 場所や日時は特に定めておりません。 パトロール中、迷惑駐車をしている車両を発見した場合は、フロントガラス（外側・ワイパーに挟む）に「迷惑駐車はやめましょう」と記載されたチラシを掲示し、啓発を行っております。
17	常滑市	市民等から対策の要望があれば、看板を設置するなどの対応をしています。
18	江南市	特にありません。
19	小牧市	地域や住民の要望に応じ、小牧警察署とも随時協議の上、地元区への啓発看板や啓発チラシの支給、回覧板への啓発チラシ差込みの依頼等を実施しています。また、地元区から取締りや駐車禁止規制等の要望があった際には、これを小牧警察署にお伝えしています。
20	稲沢市	パトロールの中で発見した駅周辺の迷惑駐車について張り紙をしています。また、各行政区より申請があれば、迷惑駐車関係の立看板を各行政区に配付しています。
21	新城市	特になし
22	東海市	迷惑駐車の苦情が市に寄せられた場合は、警察OBの地域安全指導員が巡回を行うとともに、警察へ相談するようにしている。駐車禁止等の規制が行われていない場所についての苦情には、本市としても対応に苦慮している。
23	大府市	迷惑駐車対策としては、その都度警察へ取り締まりの依頼をするほか、ポール等の設置により物理的に駐車できないようにしたり、啓発のための標識設置も行う場合もあります。
24	知多市	道路管理者（土木課）と連携して対応 土木課　　：カラーコーン等の設置 市民協働課：看板等の設置、警察への通報を促す
25	知立市	迷惑駐車が多い箇所に対しては、迷惑駐車防止に対する注意喚起の立て看板等を設置する対策をとっております。
26	尾張旭市	守山警察署へ情報提供を行い、注意喚起（張り紙など）をお願いしている。また、申立者に対しても直接警察署へご相談いただくようご案内を行う。

議題2：住宅地における迷惑駐車への対策等について （半田市提出）

市 名		各 市 の 状 況
27	高浜市	警察に対して時間帯駐車禁止の指定について協議したり、歩道上駐車については、苦情を受けたら速やかに警察に情報を提供するようにしております。
28	岩倉市	「迷惑駐車はご遠慮ください。」等の看板の設置や、迷惑駐車が多い地域を中心に月に1回巡回パトロールを実施し、チラシによる警告をしています。
29	豊明市	看板による注意喚起や、警察に相談しパトロールによる警戒活動をしています。
30	日進市	本市においては、各自治体等の回覧により「迷惑駐車は、やめましょう」の案内を回覧しています。
31	田原市	迷惑駐車などに関する苦情は特になく、対応もしていない。
32	愛西市	迷惑駐車防止看板等の設置 管轄警察への巡回依頼
33	清須市	交通安全運動期間中に、迷惑駐車追放キャンペーンとして市交通安全協会員と共に数人のグループで各所を巡回し、違法駐車車両を発見したら警告ビラをフロントワイパーに挟み込むといった啓発活動を実施している。
34	北名古屋市	市交通安全協会が年に3回、夜間路上駐車の見回り活動を実施し、当該車両のワイパー部分に啓発ちらしを挟み込んでいる。 また、車両を発見した場所を地図にまとめ、西枇杷島警察署に情報提供している。 市民からの通報があった場合、市役所職員が随時現場確認し、啓発ちらしをワイパー部分に挟み込んだり、必要に応じて警察に情報提供をしている。
35	弥富市	迷惑駐車の多い箇所においては、「迷惑駐車はご遠慮ください」等の看板を設置している。
36	みよし市	本市では、昼間は安心ステーション、夜間は業者委託の防犯パトロール中において、迷惑駐車防止を含めた交通安全の啓発も併せ実施しています。路上駐車が多くある場所については各行政区（自治会）に、市から交付されている一括交付金を利用して置き看板を作成・設置していただいております。 また、直接、市民の方や地元行政区から迷惑駐車による相談の問い合わせがあった場合には、市で一度現場を確認し、警察に相談します。警察からの対策方法を市民の方に返答をしています。基本的に警察からは、違法駐車があればすぐに警察に通報してほしいとの回答をいただいているので、その旨を伝えています。
37	あま市	必要に応じて注意喚起看板（やめよう！迷惑駐車）を設置
38	長久手市	自治会等から要望があった路線について、警察に駐車禁止規制の要望をしている。